

## 鳥取県告示第75号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年4月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月15日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成23年2月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人若桜

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉本 昭夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜396

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、経済活動の活性化を促す為に、福祉サービス事業を中心に、職業能力の開発習得に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と地域や社会活動の活性化に寄与することを目的とする。